

令和8年度甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習の目的

消防法施行令（昭和36年 政令第37号）第3条第1項第1号イの規定に基づく甲種防火管理新規講習の資格を付与するもの。

2 講習の日時・場所・定員

- (1) 日 時 令和8年8月26日（水）・27日（木）【2日間】
ア 1日目（午前10時00分から午後17時00分まで）
イ 2日目（午前10時00分から午後15時00分まで）
- (2) 場 所 西条市周布1684番地 西条市西消防署2階大会議室
- (3) 定 員 70名 ※定員になり次第締め切り

3 講習科目及び時間

(1) 8月26日（水）

受 付	9:30 ~ 9:55	25分
防火管理の意義及び制度	10:00 ~ 12:00	120分
施設及び設備の維持管理	13:00 ~ 15:00	120分
防火管理に係る実技訓練	15:00 ~ 17:00	120分

(2) 8月27日（木）

受 付	9:30 ~ 9:55	25分
火気管理	10:00 ~ 12:00	120分
防火管理に係る消防計画	13:00 ~ 15:00	120分
修了証交付	15:00 ~	

4 受講申込み

受講希望者は、以下に記載しているQRコードもしくはURLより申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力後、送信ボタンを押して令和8年8月7日（金）までにお申込み下さい。

※令和8年7月1日（水）から8月7日（金）まで

■申込みフォーム



<https://logoform.jp/form/Rodr/1507681>

5 修了証の交付

講習の全科目を終了後に、修了証（甲種防火管理の資格を証明するもの）を交付します。

6 講習テキスト

受講料は無料ですが、テキスト代4,100円が必要です。受付時に「防火管理業務テキスト」（東京法令出版：令和8年1日1日内容現在）を販売いたしますので、おつりのいらないうご用意ください。

7 その他

(1) 受講者は、必ず所定の時間までに、受付（2階大会議室入口）で申込み確認メールと身分証明書を提示してください。

受付時間は、9時30分から9時55分までです。

(2) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(3) 講習の全科目を受講できない場合は、修了証を交付できません。

（遅刻及び早退は認められません。）

(4) 受講態度の悪い方は、退席していただくことがあります。この場合も修了証の交付はできません。（居眠り、携帯電話の使用、私語、他の受講者の迷惑となる行為等）

(5) 1日目は、実技がございますので動きやすい服装でお越しください。

(6) 申込み後、ご都合により受講ができなくなった場合は、必ず事前連絡をお願いします。

ご不明な点等がございましたら西条市消防本部
予防課までお問い合わせください。

予防課直通（0897）56-0251

担当：塩崎・串部